

鳥取県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路付属物と米子空港内外連絡通路施設との兼用工作物の管理の方法に関する協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、平成21年2月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 道路の種類及び路線名
県道米子境港線
- 2 兼用工作物の位置
境港市佐斐神町字行瀨ノ一1608－6外
- 3 兼用工作物の管理者
道路管理者 鳥取県知事
米子空港内外連絡通路管理者 鳥取県知事
- 4 管理の内容
 - (1) 道路管理者
兼用工作物に係る行政権限の行使及び道路管理のために必要な措置
 - (2) 米子空港内外連絡通路管理者
兼用工作物に係る新築、改築、維持及び修繕
 - (3) 兼用工作物の管理かしにより、第三者に損害が生じた場合は、(1)及び(2)の区分により対応するものとする。
- 5 管理の期間
米子空港内外連絡通路の供用開始の日から道路又は米子空港内外連絡通路を廃止する日までの間